

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	生活保護の決定等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、生活保護の決定等に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護の決定等に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法に基づき、西多摩郡及び東京都島しょ部に居住地又は現在地を有し、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、その困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。事務の内容は以下のとおり。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務 ⑪生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑫医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑬医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑭医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p>
③システムの名称	生活保護システム(ふれあい)、番号制度連携ユニット、連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、オンライン資格確認等システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護システム用ファイル、医療の資格情報等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)及び番号法別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号)第15条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年10月15日条例111号)第4条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (主務省令における情報提供の根拠) 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第19条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健局生活福祉部保護課
②所属長の役職名	保護課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	西多摩福祉事務所 大島支庁総務課福祉担当 三宅支庁総務課福祉担当 八丈支庁総務課福祉担当 小笠原支庁総務課行政担当	東京都青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎2階 電話0428-22-9375 東京都大島町元町字赤禿90-14 電話04992-2-4411 東京都三宅島三宅村伊豆642 電話04992-2-1311 東京都八丈島八丈町大賀郷2466-2 電話04996-2-1112 東京都小笠原村父島字西町 電話04998-2-3230
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	西多摩福祉事務所 大島支庁総務課福祉担当 三宅支庁総務課福祉担当 八丈支庁総務課福祉担当 小笠原支庁総務課行政担当	東京都青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎2階 電話0428-22-9375 東京都大島町元町字赤禿90-14 電話04992-2-4411 東京都三宅島三宅村伊豆642 電話04992-2-1311 東京都八丈島八丈町大賀郷2466-2 電話04996-2-1112 東京都小笠原村父島字西町 電話04998-2-3230

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I-5-②	谷津洋子	所長	事後	様式変更による変更
令和1年6月27日	IVリスク対策	なし	項目の追加	事後	様式変更による追加
令和1年7月1日	しきい値判断基準(対象人数)	なし	2019/4/1	事後	記入漏れによる加筆
令和1年7月1日	しきい値判断基準(取扱者数)	なし	2019/4/1	事後	記入漏れによる加筆
令和5年3月1日	表紙(個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言)	西多摩福祉事務所	東京都知事	事前	宣言者の変更
令和5年3月1日	表紙(評価実施機関名)		東京都知事	事前	記入漏れによる加筆

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	I-1-②	<p>生活保護法に基づき、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町に居住地又は現在地を有し、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、その困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。事務の内容は以下のとおり。</p> <p>①生活保護の決定及び実施②生活保護の申請の受理③生活保護の申請に係る事実についての審査④職権による生活保護の開始若しくは変更⑤生活保護の停止若しくは廃止⑥保護に要する費用の返還⑦徴収金の徴収⑧就労自立給付金の申請の受理</p> <p>申請書と保護台帳にマイナンバーを記載し、各種照会及び情報提供事務に対応する。</p>	<p>生活保護法に基づき、西多摩郡及び東京都島しょ部に居住地又は現在地を有し、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、その困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。事務の内容は以下のとおり。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務 ⑪生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑫医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑬医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑭医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p>	事前	島しょ部を評価対象に追加し、事務の見直し又は追加
令和5年3月1日	I-1-③	生活保護システム (fureai)	生活保護システム(ふれあい)、番号制度連携ユニット、連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、オンライン資格確認等システム	事前	事務の追加によるシステム名の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	I-2	生活保護システム用ファイル	生活保護システム用ファイル、医療の資格情報等ファイル	事前	事務の追加による特定個人情報ファイルの追加
令和5年3月1日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の15の項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第15条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)及び番号法別表第一の15の項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号)第15条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年10月15日条例111号)第4条	事後	庁内連携の根拠を追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	I-4-②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項(別表第二における情報照会の根拠):26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (主務省令における情報提供の根拠):第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠):第19条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (主務省令における情報提供の根拠) 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第19条	事後	番号法の改正による条文の変更
令和5年3月1日	I-5-①	東京都西多摩福祉事務所	福祉保健局生活福祉部保護課	事前	島しょ部を含めたことによる担当部署の変更
令和5年3月1日	I-5-②	所長	保護課長	事前	島しょ部を含めたことによる担当所属長の変更
令和5年3月1日	I-6		-	事後	記入漏れによる加筆

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	I-7	西多摩福祉事務所 東京都青梅市河辺町6-4-1青梅合同庁舎2階	西多摩福祉事務所 東京都青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎2階 電話0428-22-9375 大島支庁総務課福祉担当 東京都大島町元町字赤禿90-14 電話04992-2-4411 三宅支庁総務課福祉担当 東京都三宅島三宅村伊豆642 電話04992-2-1311 八丈支庁総務課福祉担当 東京都八丈島八丈町大賀郷2466-2 電話04996-2-1112 小笠原支庁総務課行政担当 東京都小笠原村父島字西町 電話04998-2-3230	事前	島しょ部の追加
令和5年3月1日	I-8	西多摩福祉事務所 東京都青梅市河辺町6-4-1青梅合同庁舎2階	西多摩福祉事務所 東京都青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎2階 電話0428-22-9375 大島支庁総務課福祉担当 東京都大島町元町字赤禿90-14 電話04992-2-4411 三宅支庁総務課福祉担当 東京都三宅島三宅村伊豆642 電話04992-2-1311 八丈支庁総務課福祉担当 東京都八丈島八丈町大賀郷2466-2 電話04996-2-1112 小笠原支庁総務課行政担当 東京都小笠原村父島字西町 電話04998-2-3230	事前	島しょ部の追加
令和5年3月1日	II-1	平成31年4月1日時点	令和4年12月31日時点	事後	時点の変更
令和5年3月1日	II-2	平成31年4月1日時点	令和4年12月31日時点	事後	時点の変更